

艦船等国籍票

第 号

別表第八その三（第八十八条関係）

国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類

名	称	
全	長	
最	大	幅
喫		水
排	水	量
<p>本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>日本国政府防衛省 印</p>		

備考

- 一 陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
- 二 陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。
- 三 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 四 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
- 五 この書類の材質は、金属又は紙とする。